

I. まちづくりの基本方針

1. 基本目標

豊かな自然環境や歴史・文化、整備されてきた都市インフラ等を守り活かしながら、新たな挑戦により築く「里山未来都市」

＜「里山未来都市」について＞

- 本町は、これまで美しい自然環境や里山環境を保全し、それを活かしたまちづくりを進めてきた。このようなまちづくりの考え方は、今後も変わることはない。
- 「里山未来都市」という言葉を用いることで、人々の暮らしと里山環境が「共生」できる未来を構築していく。

2. 基本方針

方針1 豊かな自然や文化の中で快適に暮らせるまちづくり

- 豊かな自然や文化の中で暮らせるまちづくりを進める。
- また、自然環境等に配慮しながら、快適に暮らせるまちづくりを進める。

方針2 産業振興を図るまちづくり

- 市街化区域では、用途地域等を活用し、限られた未利用地の範囲で産業系土地利用の誘導を継続して行う。
- 市街化調整区域においては、地域コミュニティの維持や活性化に資する事業所等の誘導や立地を促進する。
- 市街化区域に隣接した幹線道路周辺等を産業用地として位置づけ、事業所等を誘致するなど新たな産業を生み出すまちづくりを進める。

方針3 生活に必要な基盤が整ったまちづくり

- 日常生活に必要な基盤整備を引き続き行う。
- 高齢者を含め誰もが移動しやすいまちづくりを進める。

方針4 災害に強い安全・安心なまちづくり

- 災害が発生しにくく、発生しても最小限に抑えられるような強靱な基盤づくりを進める。
- 砂防治水事業を引き続き進めるとともに、建物の耐震化などの防災対策の強化を図る。

II. 全体構想

1. 土地利用の方針

【市街化区域、市街化区域に隣接する幹線道路沿道を中心とした中心市街地の設定】

- 市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路の沿道を「都市的利用ゾーン」とする。

【それ以外の市街化調整区域を基本とした農林地域の設定】

- 上記以外の市街化調整区域は、「農業・集落ゾーン」、「自然活用・保全ゾーン」とする。

2. 市街地・集落整備の方針

【都市的利用ゾーン:市街地の維持・形成、産業系施設の誘導】

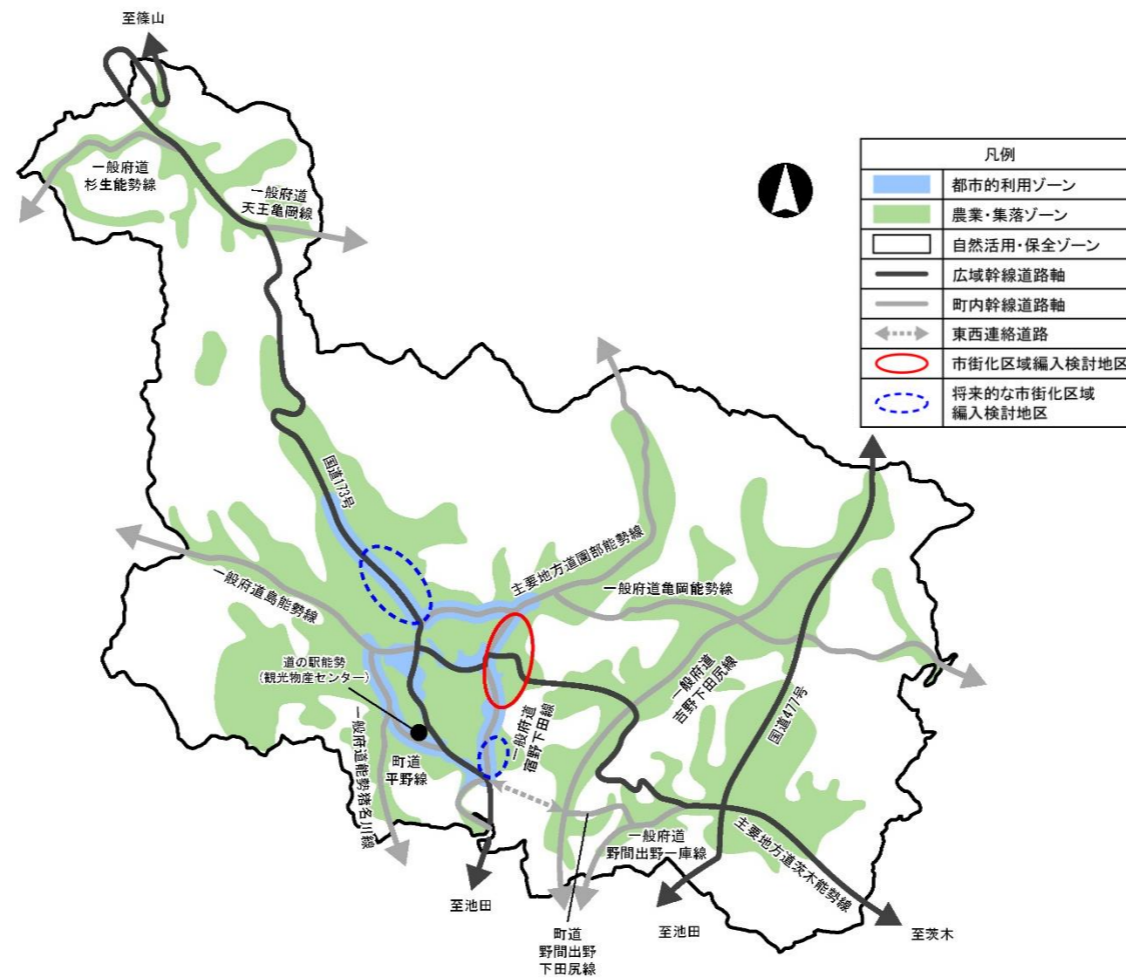
- 都市的利用ゾーンは、本町の中心的な市街地として、市街地の維持・形成を図るとともに、働く場の創出に向け産業系施設の誘導を図る。
- 特に、大里・宿野4区・柏原地区においては、多様な産業(主に製造業等)を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進め、市街化区域への編入に向けた検討を進める。
- その他、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路の沿道である地域においても、将来的な市街化区域への編入を見据え、多様な産業を誘致する用地としての利活用に向けた取組みや検討を進める。

【農業・集落ゾーン:弾力的な開発許可制度等や地区計画制度の活用によるまちづくり】

- 農業・集落ゾーンについては、弾力的な開発許可制度や地区計画制度を活用した住民主体のまちづくりを推進する。

【共通:能勢らしい住宅地の整備や能勢の強みを生かした就労環境の整備】

- 周辺の里山景観と調和した能勢らしい住宅地整備を推進するとともに、能勢の強みを生かした「働く場づくり」を行う。



■市街地・集落整備の方針図

3. 都市施設整備の方針

【道路:誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備】

- 交通ネットワークの整備を推進するとともに、誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を図る。

【公園・緑地:地域資源の活用と快適な暮らしに資する整備】

- 地域の資源を活かすとともに、住民の快適な暮らしに資する整備を図る。

【上水道:施設の適切な維持・管理や更新】

- 令和6(2024)年に大阪広域水道企業団へ統合したことから、適切な維持・管理に向けた働きかけを行う。

【下水道・河川:生活排水処理率の向上、豊かな自然に配慮した整備や維持・管理】

- 生活排水処理率の向上を図るほか、豊かな自然に配慮しつつ河川の整備や維持・管理を進める。

【その他公共施設:適切な維持管理と公共施設跡地等の有効利用】

- これまで整備してきた公共施設については適切に維持管理を図るとともに、公共施設跡地や旧公共施設の有効利用を図る。

4. 自然環境保全及び景観形成の方針

【豊かな自然環境の保全と適切な活用】

- 豊かな自然環境を保全すると共に、適切な活用を図る。
- 持続的な保全・活用のための仕組みを構築する。

【里山景観の保全と町の玄関口にふさわしい景観の形成】

- 美しい里山景観の保全・育成を図るとともに、市街地における里山景観との調和を図る。
- 国道173号沿い(市街化区域)においては、町の玄関口にふさわしい景観の形成を図る。

5. 都市防災に関する方針

【都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進】

- 防災・減災のためのハード対策を適切に推進する。

【地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進】

- 防災・減災のためのソフト対策を推進する。

III. 地域別構想

凡例	
	市街地・集落整備の方針
	都市施設整備の方針
	自然環境保全及び景観形成の方針

凡例	
	都市的利用ゾーン
	農業・集落ゾーン
	自然活用・保全ゾーン
	保安林
	近郊緑地保全区域
	府立自然公園
	自然環境保全地域
	緑地環境保全地域
	広域幹線道路軸
	町内幹線道路軸
	東西連絡道路
	環状自然歩道
	一級河川
	市街化区域編入検討地区
	将来的な市街化区域編入検討地区
	交通結節拠点(候補)
	行政施設
	学校教育施設
	文化施設
	保健福祉施設
	子育て関連施設
	その他施設

